

人事委員會議録 第二十号

昭和二十七年五月三十一日（土曜日）

午前十一時四十九分開議

出席委員

委員長 田中不破三君

理事 田中伊三次君 理事 藤枝 泉介君

理事 平川 篤雄君 理事 松澤 兼人君

伊藤 郷一君 今村 忠助君

大野 伴陸君 田中 豊君

圓谷 光衛君 西村 久之君

今井 耕君 岡 良一君

出席政府委員

内閣官房副長官 榎木 亨弘君

警察予備隊 本部次長 江口 見登留君

警察予備隊本部 加藤 陽三君

警務局長 間將 信義君

警務予備隊本部 間將 信義君

大蔵事務局長(主 計局長與課長) 岸本 晋君

委員外の出席者

専門員 安倍 三郎君

五月三十一日

委員藤井平治君及び三宅正一君辞任につき、その補欠として圓谷光衛君及び岡良一君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した事件

保安庁職員給与法案(内閣提出第二二八号)

昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案(内閣提出第二四三三号)

○田中委員長 これより人事委員会を開会いたします。

ただいまより昭和二十七年年度における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案を議題として質疑を継続いたします。松澤兼人君。

○松澤委員 昨日の質問で大体わかつたようでありましたが、これに関連いたしました点を、二、三承つておきたいと思ひます。

第一には、北海道における石炭手当について、本年はどの程度のものをお考えになつておいでになるか。これを承りたいと思ひます。

○榎木政府委員 北海道におきます石炭手当につきましては、例年人事院の勧告に基づいて決定しておりますが、今までのところまだ人事院の勧告がございませんので、人事院の勧告がございませぬ限りにおきましては、例年の通りになつておきます。

○松澤委員 そりすると、予算といたしましては昨年と同じ程度ということになりますか。

○榎木政府委員 詳しいことは大蔵省がきより来ておりませぬので、はつきりわかりませぬが、大体さうであると思ひます。

○田中委員長 松澤君に申し上げます。岸本給與課長がいずれ見えるはずになつておりますから……。どうぞ質問を続行願ひます。

○松澤委員 その点につきましては、またあらためて御質問申し上げます。昨日平川委員から質問があつたのであります。私たちはやはり年末に多量とまつた臨時手当というものを支給する必要が。こう思つておられるのでありまして、わが国における各種の慣習やあるいは伝統ということから考へてみますと、年末の方が夏季よりは余分に支出があるというので、もし夏季手当に五割お出しになるとすると、年末にはどうしてもそれ以上を期待することが当然でもありまして、おそらく政府は年末には五割以上のものをお出しにならなければ納まりがつかない結果になる。こう考へるのであります。現在のところ、一箇月分のうち半分だけ出して、あとの半分は十二月にお出しになるようなお話ですが、それではたして適当にやつて行けるかどうか。この点を私は非常に心配しております。重ねて御答弁願ひたいと思ひます。

○榎木政府委員 昨日も申し上げましたように、現在におきましては予算上一月分を計上してありまして、諸般の事情で夏季に五割にいたしましたのであります。従つて予算的に申し上げますれば、あと五割が年末手当に行くということに相なるのでございませぬ。これをもし増額するとかいふようなことをいたします場合は、当然に予算の補正を行わなければならぬと思ひます。なほ補正予算を出しますかどうかということも、今日決定したくないのでございませぬので、その点はつきりと年末につきましてはどのようになつたかというのを、この際に申し上げるわけに参らぬかと思ひます。

給する必要がある。こう思つておられるのでありまして、わが国における各種の慣習やあるいは伝統ということから考へてみますと、年末の方が夏季よりは余分に支出があるというので、もし夏季手当に五割お出しになるとすると、年末にはどうしてもそれ以上を期待することが当然でもありまして、おそらく政府は年末には五割以上のものをお出しにならなければ納まりがつかない結果になる。こう考へるのであります。現在のところ、一箇月分のうち半分だけ出して、あとの半分は十二月にお出しになるようなお話ですが、それではたして適当にやつて行けるかどうか。この点を私は非常に心配しております。重ねて御答弁願ひたいと思ひます。

○榎木政府委員 昨日も申し上げましたように、現在におきましては予算上一月分を計上してありまして、諸般の事情で夏季に五割にいたしましたのであります。従つて予算的に申し上げますれば、あと五割が年末手当に行くということに相なるのでございませぬ。これをもし増額するとかいふようなことをいたします場合は、当然に予算の補正を行わなければならぬと思ひます。なほ補正予算を出しますかどうかということも、今日決定したくないのでございませぬので、その点はつきりと年末につきましてはどのようになつたかというのを、この際に申し上げるわけに参らぬかと思ひます。

○松澤委員 重ねてお伺ひいたしますけれども、わが国における生活慣習の上、夏季の臨時支出よりは年末の臨時支出の方が多量という点は異論がないと思ひます。その点は副長官はどういうふうにお考えでございませぬか。

○榎木政府委員 その点はまつたく御同感でございます。

○松澤委員 もしさういうふうにお考えであれば、年末には五割以上のものを当然出さなければならぬ。現在政府の考へが何もきまつておられない状態でありまして、これ以上しつこく質問いたしますことも、はつきりとした見通しを得るということは困難であることはよくわかりませぬ。これから先は私の希望なのであります。日本における生活慣習から、登暮れというものは臨時的な支出が相当かさむ時期である。しかも年末の方がさらに夏季よりも余分に支出があるのであるということになれば、当然年末手当については御考慮を願わなければならぬと思ひます。その点につきまして、補正予算が組まれるような状態になりましたらば、ぜひともこの問題について好意のある解決をしていただきたいと思ひます。

なほお伺ひしたいことは、これまで人事院がやつておりましたものを、今後人事委員会というふうになりまして、総理府の中に人事関係、あるいは給與関係の各種のスタッフを設けられることになっておられますが、

これらの点を考慮いたしましたして、政府は今後公務員に対する対策の点において、十分御留意を願わなければならぬと思ひます。その点は副長官と申しますことは、御承知のように国家公務員法におきまして、一方におきましては国家公務員の基本的な権利というものが制限せられておる。そしてその代償と申しますか、あるいはそのかわりに人事院があつて、そして人事院が絶えず適切な勧告をなし、そしてその公務の科学的あるいは能率的運営というものを期して行つたのであります。ところが、今後人事委員会に移つて行つた場合におけるこれらの給與その他の勤務条件という点について、どういふお考えで対処して行かれるか。将来の国家公務員の給與あるいは勤務条件、あるいは公務の能率的運営というものに対する政府のお考えを承りたいと思ひます。

○榎木政府委員 今回の機構改革で人事院を人事委員会に改組いたしました。これは主として機構の簡素化を意図した意味でございまして、その機構改革はいたしましては、公務員の給與ないしはまたその公平を保つというよりな意味合いにおきましては、今までの人事院の権限を何らかのことなく、十分公務員のために今後ともその科学的な研究を続けて行きます。またそれに対する勧告もいたしてらる。この点は何ら変更ないというふうにお考えおられますか。

○松澤委員 そりいたしますと、ほと

んど何ら変更がないということであり
ますが、しかしわれ／＼から考えてみ
ますと、さきに臨時人事委員会とい
うものがあつて、その委員会制度が不適
当であるというので人事院というもの
に改組いたしました、今日まで来たの
であります。これをさらに機構の改革
をいたしまして、人事委員会に移すこ
うなことで、人事院が従来持つてお
りました公務員の福利あるいは給與とい
うものについて行つていたと、何ら異
なることのない処置を講じて行かれる
という確信をお持ちでございますか。

○細木政府委員 さようでございま
す。
○松澤委員 この際お伺いしておきた
いことは、人事院の人事委員会への移
行ということをお考えますと、私は、公
務の能率的運営、あるいはまた公務員
の給與、あるいはその他勤務条件等に
ついて、従来人事院がやつていた点よ
りもさらにうまく行かないということ
を非常に懸念するのであります。しか
し細木副長官は全然かわりがなくやつ
て行けるといふ御確信のようでありま
すから、それは一応了承するといいたし
ます。

次に、いわゆる国家公務員の基本的
な権利、つまり団結権でありますかと
か、団体交渉権であるとか、あるいは
争議権とかいつたような、こういう基
本的な権利に対する制限をこの際緩和
されるというお考えはございません
か、あるいは政府でこれらの点につい
て何かお考えであるならば、お聞かせ
願いたいと思ひます。
○細木政府委員 今申し上げましたよ
うに、人事院を人事委員会にいたしま
したけれども、その公務員の公平を保

持して、そのために国家公務員として
の団体交渉権とか団結権を認めないとい
う筋におきましては、今までのを改
正して人事委員会にしたという意味合
いにおきましても、何ら内容には変更
がございせんので、ただいまのところ
これを變更する意思は持つていない
のでございます。

○松澤委員 労働法関係で相当いろ
いろ政府は考へて、過日われ／＼の反
対にもかかわらず、衆議院を通過し
て、ただいま参議院で審議されてお
ります。私たちは独立後の日本のあり方
について、各方面の意見を聞いてお
るのであります。それらの点につきま
して、ぜひとも私は、いわゆる労働者
の基本的な権利というものはできるだ
けこれを回復すべきである、あるいは
憲法その他労働関係の法規によつて保
障せられておる権利というものは、守
つて行かなければならないものであ
る、こう考へておるのであります。

○細木政府委員 今申し上げましたよ
うに、人事院を人事委員会にいたしま
したけれども、その公務員の公平を保
つて行かなければならないものであ
る、こう考へておるのであります。
○松澤委員 労働法関係で相当いろ
いろ政府は考へて、過日われ／＼の反
対にもかかわらず、衆議院を通過し
て、ただいま参議院で審議されてお
ります。私たちは独立後の日本のあり方
について、各方面の意見を聞いてお
るのであります。それらの点につきま
して、ぜひとも私は、いわゆる労働者
の基本的な権利というものはできるだ
けこれを回復すべきである、あるいは
憲法その他労働関係の法規によつて保
障せられておる権利というものは、守
つて行かなければならないものであ
る、こう考へておるのであります。
○細木政府委員 今申し上げましたよ
うに、人事院を人事委員会にいたしま
したけれども、その公務員の公平を保

係の法律と同じような線まで、この基
本的な権利を回復しなければならぬ
という意見があるように私は聞いてい
るのであります。そういうことをお聞
きになつていらつしやるかどうか、こ
の点について承りたい。
○細木政府委員 公務員につきま
して、一般職の公務員とそうでない公務
員との間における差等、区別を設け
るかどうか、あるいはまたただいま
お話がございましたが、ただいまさし
あたりにおきましては、人事院の改組
に基きましての当然の結果というよう
な筋から、公務員の間についての変
更は考へておりませんけれども、公務
員制度全般につきましては、根本的な
意味合いにおきましては、これは将来
とも十分再検討を要する点はあるかと
考へております。

○田中委員長 それでは暫時休憩いた
します。
午後零時七分休憩
午後零時十五分開議
○田中委員長 休憩前に引き続き會議を
開きます。
昭和二十七年年度における国家公務員
に対する臨時手当の支給に関する法律
案を議題として質疑を継続いたしま
す。松澤兼人君。

○松澤委員 先ほどお伺いいたしまし
た、北海道における石炭手当の本年度
における予算関係について承りたいと
思ひます。
○岸本政府委員 本年度におきます石
炭手当の予算につきましては、ただいま
その総額の数字は持つて参つておら
ないのでございます。ただその炭価と
いたしましては、昨年度実行いたしま

した四千七百円、これと同じ数字で編
成いたしてございます。
○松澤委員 四千七百円では、今日良
質の石炭はともに入らないと思ひ
ますが、実際手に入る場合におき
ましては、四千七百円程度で手に入るお
見込みでございませうか。
○岸本政府委員 最近のSPSの価格
でございませうか、あるいは国鉄で最
近契約いたしました価格、そういうも
のを参考いたしました上で考へておりま
すが、問題は何かと申しますか、カ
ロリーの点もございませうし、どうい
う使用法を講ずるかという点もござ
います。一トン当りの炭価はあるいは不
足になるかも知れませんが、三トン分
合せたものとしたしまして、それで年
間の燃料は足りるかどうかという検討
はまた別にしていよいよいかかと考
へております。

○松澤委員 昨年と同額の予算を組ん
だというだけであつて、その四千七百
円での程度のカロリーの石炭が買
えるかという問題は、最近御検討にな
つていないかと了解してよろしゅうござ
いますか。
○岸本政府委員 昨年四千七百円を決
定いたしました場合には、人事院の働
きも参考いたしましたし、大蔵省とい
つたしまして直接北海道の地元の販売店
の販売価格も調査いたしました、それ
を参考にきめたものでございませう。本
年度におきましても、現在その調査は
進めております。同時に人事院でも近
く御報告に相ならうと思ひますが、そ
うした点も考慮して適当に判断するこ
とにならうと思ひます。
○松澤委員 現在調査中であると言わ
れますと、現在北海道において暖房用

の石炭六千トン程度のものが、ど
のくらい価格になつていられるかとい
うことはお答えが願ひますか。
○岸本政府委員 現在まだ調査中であ
りまして、資料はいく手元に参
つておりませんが、大蔵省として申
し上げる数字はちよつとないのでござ
います。
○松澤委員 そういふお答えであれ
ば、いづれ調査して知らせたいだ
くということか、こちらの希望として申
し上げられますか、従つて四千七百円
ということは、昨年の石炭手当支給の
場合における適当な炭価であつた。そ
れをかりに二十七年年度においても計上
したのであつて、実際の炭価と見合
つていられるかどうかという問題は、まだ確
信ある御答弁はできない、こういうふ
うに了解してよろしゅうございませ
うか。

○岸本政府委員 本年度の四千七百円
を昨年同様組みましたのは、予算編成
の大前提といたしまして、原則として
諸物価の変動がない、大体横ばいとい
う前提のもとに予算全体が編成されて
おります。そうした前提のもとに四千
七百円を一応すえ置いたわけでありま
す。現実には市場価格がどうなつてお
るか、これは一応調査をとつてみないと
まだわからないという段階でございま
す。
○田中委員長 他に御質疑のある方は
ございませんか。
○岡(良)委員 ごく数字的な点につ
いて、簡単に給與課長にお伺ひしたい
と思ひますが、まず第一に、この法律案
によつて支給されるこの六月分の臨時
手当の予算の総額はどれだけでありま
すか。

○岸本政府委員 本年度の四千七百円
を昨年同様組みましたのは、予算編成
の大前提といたしまして、原則として
諸物価の変動がない、大体横ばいとい
う前提のもとに予算全体が編成されて
おります。そうした前提のもとに四千
七百円を一応すえ置いたわけでありま
す。現実には市場価格がどうなつてお
るか、これは一応調査をとつてみないと
まだわからないという段階でございま
す。
○田中委員長 他に御質疑のある方は
ございませんか。
○岡(良)委員 ごく数字的な点につ
いて、簡単に給與課長にお伺ひしたい
と思ひますが、まず第一に、この法律案
によつて支給されるこの六月分の臨時
手当の予算の総額はどれだけでありま
すか。

○岸本政府委員 本年度の四千七百円
を昨年同様組みましたのは、予算編成
の大前提といたしまして、原則として
諸物価の変動がない、大体横ばいとい
う前提のもとに予算全体が編成されて
おります。そうした前提のもとに四千
七百円を一応すえ置いたわけでありま
す。現実には市場価格がどうなつてお
るか、これは一応調査をとつてみないと
まだわからないという段階でございま
す。
○田中委員長 他に御質疑のある方は
ございませんか。
○岡(良)委員 ごく数字的な点につ
いて、簡単に給與課長にお伺ひしたい
と思ひますが、まず第一に、この法律案
によつて支給されるこの六月分の臨時
手当の予算の総額はどれだけでありま
すか。

○岸本政府委員 臨時手当の所要額といたしましては、会計別に申し上げますと、一般会計二十三億、特別会計は二十億、それから政府関係機関、これは国民金融公庫、住宅金融公庫、日本開発銀行、輸出入銀行、閉鎖機関整理委員会、これだけの政府関係機関を含まして一千八百万円、合計概略四十七億円でございまして、

○岡(長)委員 中央庁における一般職員、係長及び課長、局長、大体この四段階、それはそれ／＼号俸があるようでありまして、大体それら四段階の諸君において、現在の法律によつて受ける臨時手当の実額の推定をお聞かせ願いたい。

○岸本政府委員 ただいまの御質問、本省の局長級、これは大体中位ごろの十三級三号で押えて計算いたしますと、税引手取りのところで一万二千八百円、課長級が十一級三号くらいで押えますると八千九百三十七円、係長級が、中位ごろでございまして八級五号程度で押えますと六千三百三十三円、こういう数字になつております。

○岡(長)委員 今のお話は大体税引の手取りということですが、この課税の方法は六月分の俸給にプラス臨時手当、その中から所得税によつて源泉課税が徴収されるのでございまして、

○岸本政府委員 仰せの通りでございます。

○岡(長)委員 生活慣習上わが国においては、盆暮れ等においてこうした手当を必用とするという実情に即して支給される手当であつて、手当といひましても、今お聞きいたしますと、きわめて乏しいものであります。

大蔵省としてはこういう手当等についてはやはり課税を免除するということになる措置をとらるべきが至当ではないかと思ひますが、この点についての御見解を……

○岸本政府委員 私税の専門家でないのでございまして、税の本質論からいひますと、課税していかうかという議論は抜きといたしまして、少くとも本年度におきまして臨時手当一月分を支給する、これを前提といたしまして、それに対する税をとる、それが歳入の前提になつては行かぬのでございまして、この点を免税いたしまして、歳入欠陥が出て来るという問題がやはり生ずるかと思ふのでございまして、今にわかにこれを非課税にするという事は不可能であらうと思ふのであります。

○岡(長)委員 国民健康保険、健康保険あるいは厚生年金保険等において給與を受ける手当については、全部免除されては、やはりこういう実情に即して横割上支給する臨時手当といふものについて、十分考慮すべきものと思ひますが、これはさておきまして、人事院等においては給與会計の科学化とか合理化といふふうなことをよくうたわれてはいるのでございまして、この半月分と申しますか、一箇月諸手当俸給の五〇%を支給するといふ合理的な科学的な根拠は一体どこにあるのでございまして、それとも単に予算上のわくから縛られて、こういう考案の一応は落しやうと、こういう考案をなすのでございまして、その点でございまして、臨時手当を一箇月分組算にございまして、

んだその理由といたしましては、昨年度人事院の勧告においても一箇月の勧告がございまして、同時に、勧告がございまして、必しもその通りに行かぬものではございませんが、財源といたしましては大体一箇月程度の手当は出せる見通しがついたという観点から、一箇月組んだわけでございます。

○岡(長)委員 そつと申しますと、結局この一箇月の臨時手当に関する予算を組んだそのわくの中で、とりあえずその五〇%というものが支給されるというふうな承知していいと思ふのであります。この臨時手当に關して、たとえば地方公務員あるいは教育公務員、こういう諸君のそれ／＼の組織の側からこれらの要求が出ることは必然でございまして、国といたしましては地方財政交付金等に対してはやはりそのわくが組まれてはいるのでございまして、

○岸本政府委員 地方公務員につきましては、昭和二十七年年度の平衡交付金の基準財政需要額を算定いたしました場合に、全地方公務員に對して一箇月分の手当が出せるという計算の上で算定してございまして、

○岡(長)委員 その交付金の中に込められては、支給すべき一箇月分の五〇%が込められてはいるのでございまして、

○岸本政府委員 つまり国家公務員の場合と同様、二十七年を通じて一箇月分支給できるという計算で入つてはいるわけでありまして、従いまして今回国家公務員が〇・五を出せば、それに應ずる〇・五を地方でも財政上は出せる計算になります。

○岡(長)委員 関連してお尋ねしたいのは、先ほど松澤君から北海道の石炭手当についてのお尋ねがありました。これは北陸等の諸県、東北諸県なりあるいは北陸等の諸県等における寒冷地手当の予算はどういうふうになつておりますか。

○岸本政府委員 寒冷地手当につきましては、昨年度人事院から寒冷地手当の支給地域並びに支給割当につきまして勧告がございまして、その勧告をそのまま実施いたしましたわけでございます。本年度におきましても、その案通りに実施したならば、ただだけかかるであろうという予算をばじまして、これを計上いたしてはいるのでございまして、

○岡(長)委員 最近東北地方あるいは北陸等の諸県における官公の諸君が、この寒冷地給が、あるいは基準が引下げられるとか、あるいはまた除外されるのではないかと、あるいはまた非常な不安を感じて、陳情等を受けているのであります。かかる不安は事実無根なものと解してさしつかえないのであります。

○岸本政府委員 今年度の寒冷地手当の支給地域をどうするかという問題につきましては、政府といたしましては、まだ人事院の勧告がでてみなければわからない、その上で判断すべきことであると考えております。

○田中委員 ほかには御質問のある方はございせんか。別に質疑もないようでありますから、本法案に對する質疑はこれにて終了いたしました。

引續き本法案を議題として討論に付します。討論は通告の順序によりこれを許します。平川篤雄君。

○平川委員 改進黨を代表いたしましたし

て、臨時手当の支給に関する法律案に對して、希望を付して賛成をいたさんとするものであります。

今回の臨時手当の支給につきましても、単独法をもつて提案をせられては、六月、七月の間にございまして特別の支出を必要とするのは当然のことであつて、特に本年は、満足ではありませんが、従来から考えますと比較的率のよい臨時手当が出されたということに對して、われ／＼は賛成の意を表するものであります。しかしながらいろいろ質疑をいたして見ますと、あいな点が少々ありますので、その点についてひとつ政府の十分な考慮を願ひたいと思ふのであります。

まず第一に、本年度予算中に一箇月分の予算が組んであるものであります。今回その五〇%を支出するということでありまして、しかしながら常識から考えますと、夏よりもむしろ年末に消費がかさむということは当然のことであつて、人事院はそれに対して、どこに根拠があるのか知りませんが、二対八の割合を勧告いたしてはいるのであります。この総額が私どもは十分だといふのではないのであります。割合から考えれば、そういうあたりが妥当な率ではなからうかと思ふのであります。ただいま政府としては予算がございまして、それで、それになお十分なものや年末に與えるといふことは言えないかもしれませんが、これはどうしても経済的な事情から申しまして、年末にまた同様な率であるといふことはどうも不合理であると思ふのであります。われわれは、今回五割出しませば、年末におきましては一箇月分を組むよう

に要求したいのであります。

第二に、国鉄の場合につきまして、官房副長官の方から御答弁があつたのであります。本朝の新聞を見ますと、やはりこの問題について私が憂慮いたしておりましたように、欠勤とか賜暇戦術とかいふものをもつて闘うやに見るのであります。なるほどその御答弁によりまして、一応半箇月の予算を認め、かつ給與の中に手当としてあとの分は見えてある。だから實質上一箇月分があるのである。こういうお話であります。

○岡(良)委員 私には日本社会党の立場から、ただいま御提出の昭和二十七年に於ける国家公務員に対する臨時手当の支給に關する法律案につきまして、以下二、三の希望を付しまして賛意を表するものであります。

○岡(良)委員 今度は法律案によつて支給される額が、一箇月分の諸手当並びに給與の半額であるという、この額の問題につきましては、われ／＼といたしまして、これが提案理由に於てなされておるところの生活慣習上、また實際の現実の公務員の生活の事情に即して、はたして適切であるかどうかということについては、重大な疑義を持つてゐるものであります。その額等については相當の引上げを要望したのであります。しかしながらただいまも給與課長の御説明のごとく、本年の予算において懸わがきまつておるといふこととありますので、予算を編成する立場においては、国家の財政規模とか実體とか、双方調整するにらみ合せのもとに立案させることが至当であつて、結局わくによつて常にしばられておるといふ行き方は、單にこの手当の問題

それからなお、これは小さなことであります。提案理由の中に「従来の生活慣習からいたしまして、御承知のように夏季及び年末には何かと出費が多いのが実情でありまして」といつてあるのであります。どうもだん／＼と元のように生活がもどつて参りました、年末年始あるいはいわゆる中元の贈答の弊風が生じつつあるように思われる。民間から官庁に対し、あるいは官庁の内部における上司と下役の關係においても、そういう点が見えて来るように思われるのであります。これははなはだばかにならない金額でありまして、このようないふことは部内において當然慎まらるべきことであるように思われる。これはわが国民が多かれ少かれ、みんな困つておる風習なのでありますから、かようなむだな出費を廢

するよりな御措置をとられて、言葉は古いですが、率先垂範という実をあげていただきたいのであります。このわずか五分ばかりのものは、生活にみまぶち込みましても大したものではないのであります。十分にさうな生活の方面にまわせるような御措置をとりたいと思つておられます。

以上二、三の点につきまして希望條件を申し述べまして、われ／＼はこれに賛成をいたさうと思つておられます。

○岡(良)委員 今度は法律案によつて支給される額が、一箇月分の諸手当並びに給與の半額であるという、この額の問題につきましては、われ／＼といたしまして、これが提案理由に於てなされておるところの生活慣習上、また實際の現実の公務員の生活の事情に即して、はたして適切であるかどうかということについては、重大な疑義を持つてゐるものであります。その額等については相當の引上げを要望したのであります。しかしながらただいまも給與課長の御説明のごとく、本年の予算において懸わがきまつておるといふこととありますので、予算を編成する立場においては、国家の財政規模とか実體とか、双方調整するにらみ合せのもとに立案させることが至当であつて、結局わくによつて常にしばられておるといふ行き方は、單にこの手当の問題

次に課税の問題であります。われ／＼はこうした手当に対する課税は、特に生活資金であり、緊急やむを得ざるものである以上においては、所得税の原則論というふうな法理論を離れて、實際に即して、この手当等については課税を免除すべきものであると考へておるのであります。次のような修正案を案用いたしたのであります。簡単に朗讀いたしますが、昭和二十七年に於ける国家公務員に対する臨時手当の支給に關する法律案の一部を次のように修正する。

第六條中「前三條」を「前四條」に改め、同條を第七條とし、第五條の次に次の一條を加える。
〔所得税の非課税〕
第六條 臨時手当については、所得税を課さない。

以上の通りであります。われ／＼はこの際特に委員長初め同僚の各位にも希望いたしておきたいのであります。どうかこういふ臨時手当というふうな生活資金の支給に關する問題につきましては、課税との関連におきまして特

別なる小委員会等を設けられまして、そうして適切な、また手当を受ける者の納得の行くような何らかの免税なり減税の措置について、十分なる御検討の上、大蔵委員と当該委員との十分なる協議の上において、何らか合理的な道で解決していただきたいことを、この際強く希望いたしておきます。

さらに先ほどの御発表のように、局長級においては一万二千八百円、また一般職員においては六千三百三十三円が手取りである。これはまつたく半額以下になつておられますが、公務員の実態に即しておると、むしろこうした下級の一般職員の方が、年末あるいは盆暮れにおいては特に生活資金の需要には悩まされておるのであります。かかる観点からいたしまして、さういふ開きがあるというときは、この臨時手当がその一点だけから見ても、額の上においては決して合理的なものだとは考へられないのであります。かかる点におきまして、やはり下に厚く上には薄い合理的な手当の支給をすることが至当と思つておられます。

さらにこの際関連して希望申し上げたいことは、交付金に含まれておるといふこととあります。御存じのように交付金は地方の財政需要に際して、大蔵省その他において適当な分配がされておられますが、地方の中へこれが配付されて参りますと、人件費あるいは生活資金、あるいは福祉措置等のものが、しば／＼道路とか橋梁の補修等に變形する危険が非常に多いのであります。かかる観点からいたしまして、この交付金については相當の不満

のことは御存じの通りと思つておられます。いわんやこの臨時手当のごときにおきましては、これは地方の教育公務員においても地方公務員においても、各都道府県が一様に支給されるという原則を確保される立場から申しまして、当然これは別わくといつたしまして、ひもつきに形においてこれを補助金として支給することが、最も妥当な活用であらうと思つておられます。さういふ点についても、将来十分政府としても慎重なる考慮をめぐらされんことをこの際強く希望いたしまして、本法案に賛成をいたす次第であります。

○岡(良)委員 起立議員。よつて本法案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際法律案に關する委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任願つておきたいと思つておられますが、これに御異議はございませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○岡(良)委員 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

○岡(良)委員 次には保安庁職員給與法案、内閣提出第二八八号を議題といたします。

本法案につきましては、昨日大體の質疑を終つたのであります。昨日保留となつておりました質疑の通告につきましては、松澤委員より撤回の申出がありましたので、本法案に対

○岡(良)委員 次には保安庁職員給與法案、内閣提出第二八八号を議題といたします。

本法案につきましては、昨日大體の質疑を終つたのであります。昨日保留となつておりました質疑の通告につきましては、松澤委員より撤回の申出がありましたので、本法案に対

する質疑はこれにて終了いたしましたし、
た。

引続き、本法案を議題として討論に
付します。討論は通告順によりこれを
許します。藤枝景介君。

○藤枝委員 私は自由党の立場から、
本法案に賛成いたすものでございま
す。これは先に衆議院を通過いたしま
した保安庁法案によつて設置します
保安庁の職員の給與の問題でござい
まして、保安庁の設置に關しましては、
種々議論はあると思ひますけれども、
わが党の保安庁が必要であるという立
場は、他の機会に述べておりますの
で、ここで繰返すことを省略いたしま
す。そして、保安庁が必要であるとい
う立場に立ちますならば、それに動
務いたしますところの職員に對しまし
ては、一般公務員とは多少異なる給
與を支給することは妥当であらうと考
へるのでございまして、ことに現在の警
察予備隊及び海上保安庁の職員に給與
されておる給與の体系を大体踏襲いた
しておきますこの法律案につきまし
ては、私も賛成をいたすものでござ
いまして。

ただ一つ希望を申し上げたいのは、
これは同僚議員からも強く要望され
たところございまして、すなわち出動
の際の特別の給與に關しましては、他
の法律にゆだねられておられます。そ
うしてしかもその草案等はこれまで
おらないようでありましたけれども、
保安庁の職員の與給から考えまして、
出動の場合に給與その他についてい
かなる措置がとられるかという事は、
相当な重大関心事であらうと存しま
す。これらにつきましてはすみやかに
成案を得られまして、現在の職員ある

いはさらに将来保安庁の職員として希
望される諸君、またりつばな保安官、
警備官等を送るための一般国民に對し
まして、この出動の際の特別な措置
がいかなるものであるかということ
を、至急に示されるのが政府として
は妥当の処置と考へるのでございま
して、本法案第三十條にいうところの、
出動の場合の特別な措置につきま
したる法律案をすみやかに提出されんことを
強く希望をいたしまして、本法案に賛
成いたすものでございまして。

○田中委員長 平川篤雄君。

○平川委員 改進黨は保安庁法案に反
對をいたしております。国内の警備
上、ただいまの警察をもつては不
十分であることは、われわれも十分に
認めるのであります。しかしながら
保安庁の性格自体については非常な疑
義を持つておるのであります。われ
れ日本の政治を担当いたしております
ものは、やはり憲法はどこまでも守
らなければならぬのであります。憲
法を改正するの必要を生ずるまでは、
いづれ外国に對する防衛、こゝにい
性格を持つたものはどこまでもこれ
は慎むべきであり、差控へるべきが
然であると思ひます。現在この配
備や裝備やあるいは訓練
というふうなものを考えますと、どう考
へても、これは外国に對する防
衛を意圖しておることは明らかであ
つて、しばしば大橋國務大臣の言われ
るように、軍たる性格を現わしてお
る言わざるを得ないのであります。従
いまして、われわれは保安庁の性格とい
うものについて明らかにされるところ
がない以上は、これに反對をせざるを
得なかつたのであります。これは詳し

くはその方面に譲りたいと思ひます。
ところが、かような保安庁の性格から
いたしましてあまいなものを、き
めて調子よく国民に知らせようとする
態度が、この給與法案の中にも現れて
来ておるのであります。いわゆる給與
といふものは、仕事の内容であるとか
責任の大小であるとか、あるいは別
てこの場合には生命の危険というよ
うなものでも計算に入れて、これは
積み上げて行かなければならない性質
のものであります。ところが現にやつ
ております配備、訓練あるいは政府自
体の説明の中にもそれがあつたのであ
りますが、明らかに生命の危険を予想し
得るような任務があるにもかかわら
ず、先ほど藤枝委員もおつしやつてお
りました出動手当などというものが、
全然あつたわけになつておるのであ
ります。しかもこれについては研究中で
あつて現在何にも案がないというよ
うなことである。また江口政府委員は、
その必要が生じていないのである、そ
ういふ必要が生じたときには考へる
というふうなことを言つておられるの
であります。かようなことは私はどこ
かしにすぎないと思ひます。

この点は、常識的に考へても、だ
れしも一番に考へることなのであり
ます。これがなかつたら、保安庁の職員
の給與といふものはまづたく中心がな
いといつてもよろしいのであります。
私は、これは保安庁自体の性格をばや
かそうとする考へ方がこゝまで現れて
来たように思ひます。従いま
して、最近の募集状態を考へてみる
と、これは一面においては十分である
というふうなことを言つておられます
が、實際、衛生の方面から考へまして

も、あるいは素質、思想というより
な方面から考へても、私は、十分に
国内の腫脹に身を凝して働くといふよ
うな体力と精神力を持つた人間を集
めることができない程度のもつた
おる点は、やはり給與の上から考へ
て見なければならぬ欠陥を現して来
ておるに思ひます。單に
給與の方面から考へても、これは
きつめて不十分と言ひます。骨
抜き、的はずれの給與法である、こ
ういふふうに考へざるを得ないのであ
ります。

以上のような点におきまして、私
どもは、根本的に保安庁の性格とい
ふものに疑義を持つておるもので、こ
の給與法案に對しましても反對を
得ないのであります。わが改進黨
は絶対に反對を表明するものであり
ます。

○田中委員長 松澤兼人君。
○松澤委員 私は日本社会党の立場か
ら、この法律案に對しましては反對の
意思を表明いたしたいと思ひます。と
申しますことは、すでに他の委員の方
方からも言われましたように、この保
安庁職員の給與法は保安庁法と密接不
可分の關係があるのであります。私
どもは現下の状況において、軍隊とも
稱すべき保安隊、警備隊といふもの
の存在を認めるといふことは、憲法違反
の疑いがあるといふ点を第一に指摘し
なければならぬと思ひます。従いま
して、もしこれがその編成におきま
して、あるいはまた勤務におきま
して、あるいはまた勤務の内容におきま
して、あるいはまた保安法に掲げられ
ております保安隊あるいは警備隊の目
的といふものを考へてみますならば

ば、どんなにこれを割引して考へてみ
ても、やはり軍隊であるといふふう
に言わなければならぬのであります。
もしそういふものであるとするなら
ば、前提として憲法を改正してから
かかる軍隊的な組織といふものを考へ
べきであつて、いわゆる自衛力の漸増
主義といふものによりまして、われ
われの知らないうちに軍隊あるいは軍
隊的な部隊といふものができ上りつ
つておることは、これはまことに國
民の立場から意外に思ふことでもあ
り、賛成しかねる点であります。

もちろん私も、かかる治安の維
持のために率先して働かれる個々の隊
員につきましては、その労苦に對して
十分報いところがなければならぬと
思ひます。けれども、それは根本的に
この部隊といふものがいかなるもの
であるかといふことを断定してからで
なければ、その個々の隊員の給與ある
いはその他の勤務條件といふものを判断
することはできないと思ひます。法案
の審議の中に現れました主要な問題
としまして、たとえばこの部隊の基
本的な理念は、どういふものであるか
といふことにつきましても、はつきり
とした答を得ることができなかつた
のであります。かつまた法律の全般に
わたりますと、保安庁法案は非常に政
令にゆだねられている点が多いのであ
ります。こゝういふまかり間違へば憲法違反
にもなかもしれない、あるいはなつて
いるかもしれない、國民が非常
に疑惑を持つておる法律あるいは法律
案につきまして、さらに政令にゆだね
る部分が多過ぎるという事は、將
来のこの部隊の運営について、私
たちは非常に心配をしております。先

ほど自由党を代表いたしましたして藤枝君が申されましたように、出勤の場合の手続などにつきましては、はつきりとしたものがない、こういう状態であつて、どんなに隊員個々の人々に対しましては敬意を拂うにいたしましたも、この給與法全体に対して賛成を表するわけには行かないのであります。もしもほんとうに保安庁の幹部の人たちが待遇をよくしてやるということであるならば、何よりも先に現在日陰者のような状態にあるこれらの隊員に、正々堂々と大道を闊歩することのできる地位、そういう性格を興えてやること、一番親切なやり方であると考へるのであります。

給與法個々の問題につきましては、私は帯には短かくたすきに長いという感じを持つのであります。多少は一般職員よりは優遇されておられるかもしれないけれども、しかし出勤の場合における給與や手当の問題については、何らここに規定されておられない。あるいはまた実際に死傷を受けた場合に、どの程度の優遇を受けるのか。あるいはまた将来やめた場合における恩給の状態等、幾多まだ議論すれば議論する余地のある問題がたくさんあるのであります。従いまして、こういう生命の危険までかけて勤務しなければならぬ個々の隊員の人たちの立場から考へてみると、一般の公務員よりは多少優遇されたといつても、おそらく実際の場合における出動力あるいは機動力というものが、この程度の給與の状態であるならば、真に死を顧みないで働けるだけの確信は持ち得ないのじゃないか。物質的な保障が十分できておらない限り、十分にその効果を期待することはできない。

とができないのではないかという点を考慮いたしましたして、私どもはこの給與法に賛成するわけに行かないのであります。

以上私どもの反対の理由を申し上げました。

○田中委員長 これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本法案に賛成の諸君の起立を求めます。

○田中委員長 起立多数。よつて本法案は原案の通り可決すべきものと決しました。

この際本法案に関する委員会の報告書作成の件についてお諮りいたしますが、これは先例によりまして委員長に御一任願つておきたいと思ひますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○田中委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決定いたしました。

本日はこの程度にとどめ、次会は公報をもつてお知らせすることいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時五十六分散会

〔参照〕

昭和二十七年における国家公務員に対する臨時手当の支給に関する法律案（内閣提出）に関する報告書
保安庁職員給與法案（内閣提出）に関する報告書
〔都合により別冊附録に掲載〕